

## 組合員の皆様

2019年9月17日

### 米国財務省外国資産管理局が公表した制裁コンプライアンス・フレームワークに関するガイダンス

2019年5月3日、米国財務省外国資産管理局（OFAC）は「OFAC規制のコンプライアンス確保のためのフレームワーク（Framework for OFAC Compliance Commitments）」（コンプライアンス・フレームワーク）を公表し、効果的な経済制裁コンプライアンス・プログラムに不可欠な要素についてOFACの見解を示しました。

OFACは、米国の一次制裁または二次制裁の対象となる可能性のある船主や用船者、トレーダーが制裁違反を犯さない態勢を整えることが重要だと考えています。本コンプライアンス・フレームワークの公表によって、制裁コンプライアンス・プログラムの効果を確保するために不可欠な要素としてOFACが期待しているものが明確になりました。OFACは、コンプライアンス・フレームワークを採用していない企業による制裁違反が発覚した場合、罰金を科される可能性が高まり、その金額は相当なものになると表明しています。

OFACが企業に期待する活動プログラムには、実証可能な米国制裁コンプライアンス・プログラム、制裁リスク評価、リスク監査の実施が含まれます。詳細は本回覧に添付したコンプライアンス・フレームワークに記載されています。

コンプライアンス・フレームワークは、米国人、米国で事業を行う者、または二次制裁の対象となる者に対して、何ら法的義務を課すものではありません。ただし、OFACが施行ガイドラインに基づいて制裁コンプライアンス・プログラムの妥当性を評価する際に適用する基準を定めています。

The Standard Club UK Ltd

[www.standard-club.com](http://www.standard-club.com)

Registered in England No.17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority FRN 202805

Managers' London agents: **Charles Taylor & Co. Limited**. Registered in England No.02561548  
Authorised and regulated by the Financial Conduct Authority FRN 785106

Registered address: The Minster Building, 21 Mincing Lane, London, EC3R 7AG  
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: [pandi.london@ctplc.com](mailto:pandi.london@ctplc.com)



組合員の皆様は、国連や欧州連合による制裁か、単一国による一方的な制裁かにかかわらず、適用されるすべての制裁を遵守するようにしてください。

国際グループ内のすべてのクラブが同様の回覧を発行しています。

以上

Jeremy Grose  
Chief Executive  
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835  
E-mail: [jeremy.grose@ctplc.com](mailto:jeremy.grose@ctplc.com)

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです)



# CIRCULAR

The Standard for service and security



IGP&I

## Appendix